

# 相馬市いのちを支える行動計画

令和6年3月

福島県 相馬市

第1章 計画の概要.....	- 3 -
第1節 計画策定の背景と目的.....	- 3 -
1 計画策定の背景.....	- 3 -
2 計画策定の目的.....	- 3 -
第2節 自殺対策の基本的な考え方.....	- 5 -
1 自殺対策の基本認識.....	- 5 -
2 基本理念.....	- 5 -
3 基本方針.....	- 5 -
第3節 計画の位置付け.....	- 9 -
1 計画の位置付け.....	- 9 -
2 SDGsの推進.....	- 10 -
第4節 計画の期間.....	- 10 -
第5節 計画の数値目標.....	- 11 -
第2章 相馬市の自殺の現状等.....	- 12 -
第1節 相馬市の概況.....	- 12 -
1 人口・世帯.....	- 12 -
2 世帯数・世帯構成.....	- 13 -
3 総人口と高齢化率の推移.....	- 13 -
第2節 自殺に係るデータ.....	- 14 -
1 自殺死亡率の年次推移(人口10人万対).....	- 14 -
2 男女別・年齢別死亡状況.....	- 14 -
3 性・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺死亡割合.....	- 15 -
4 60歳以上の自殺の内訳.....	- 15 -
5 有職者の自殺の内訳.....	- 16 -
6 地域の主な自殺の特徴.....	- 16 -
第3章 いのちを支える取り組み .....	- 17 -
第1節 施策体系 .....	- 17 -
第2節 基本施策 .....	- 18 -
基本施策(1)住民への啓発と周知.....	- 18 -
基本施策(2)自殺対策を支える人材の育成 .....	- 20 -
基本施策(3)生きることの促進要因への支援 .....	- 21 -
基本施策(4)地域におけるネットワークの強化.....	- 26 -
基本施策(5)子ども達の生きることへの包括的な支援.....	- 27 -
第3節 重点施策 .....	- 30 -
重点施策(1)高齢者への支援.....	- 30 -

重点施策(2)生きづらさを抱える方への支援.....	- 33 -
重点施策(3)勤務者・経営者への支援.....	- 35 -
第4節 生きる支援関連施策.....	- 36 -
1 生きる支援関連施策(13事業)について .....	- 36 -
2 生きる支援関連施策一覧 .....	- 36 -
第4章 いのちを支える取組の推進体制.....	- 38 -
第1節 いのちを支える取組の推進体制.....	- 38 -

## 第1章 計画の概要

### 第1節 計画策定の背景と目的

#### 1 計画策定の背景

国による、自殺対策基本法が平成18年(2006年)に施行され、平成19年(2007年)に策定された自殺総合対策大綱に沿った取り組みが進められたことにより、全国の自殺者数は平成23年(2011年)をピークに減少に転じました。

しかし、我が国の自殺死亡率は依然として主要先進国の中で高い水準にあったため、国では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念とし、平成28年(2016年)に自殺対策基本法が一部改正され、平成29年(2017年)には、新たな自殺総合対策大綱が示されました。

令和2年(2020年)以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自殺の要因ともなり得る様々な問題があったことや、複雑化したことなどにより、特に女性や小・中高生の自殺者の増加が問題となりました。このような状況を受け、国では、子ども・若者の自殺対策、女性に対する支援、インターネット利用への対応等、総合的な対策を推進するべく自殺総合対策大綱の見直し等を進め、令和4年(2022年)10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

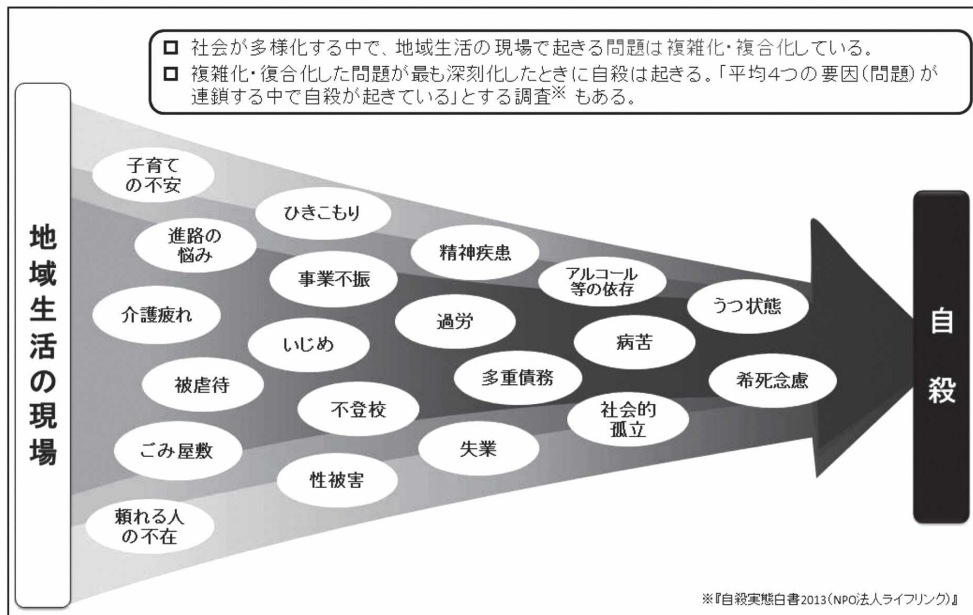
新たに定められた大綱では、『1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化』『2. 女性に対する支援の強化』『3. 地域自殺対策の取り組み強化』『4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化』を重点的に推進することとしています。

#### 2 計画策定の目的

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています(自殺の危機要因イメージ図:4ページ参照)。自殺は、誰にでも起こり得る危機であり、その多くが防ぐことが出来る社会的な問題として、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として自殺対策に取り組まなければなりません(自殺対策基本法第2条)。

本市では、平成27年(2015年)に「第2次健康そうま21」を一体的に策定し、「こころの健康」を視点を総合的に自殺対策を推進してきましたが、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、いのちを支える取り組みをより一層推進するべく「相馬市いのちを支える行動計画」として策定し、自殺対策を総合的に推進していきます。

【「自殺の危機要因イメージ図」自殺実態白書 2013(NPO 法人ライフリンク)】



資料：厚生労働省資料

## 第2節 自殺対策の基本的な考え方

### 1 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本認識が明らかにされています。  
本市における自殺対策については、市の自殺の現状と課題等を踏まえ、次に掲げる基本認識に基づいて取り組みます。

#### (1) 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である。

多くの人にとって、自殺とは、自分には関係がない「個人の問題」と考えられがちですが、実際は本人のみでなく、家族や友人等、周りの人が当事者となる可能性があり、誰にでも起こり得る身近な問題であることを認識する必要があります。

#### (2) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺はその多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった「追い込まれた末の死」であるということ認識する必要があります。

#### (3) 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である。

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談・支援体制の整備等、社会的な取り組みにより、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということ認識する必要があります。

#### (4) 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い。

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。自殺の危険を示すサインに気づくことで自殺予防につなげることができることを認識する必要があります。

### 2 基本理念

本市では、自殺総合対策大綱における基本理念に沿い、「誰も自殺に追い込まれることのない相馬市の実現」を基本理念に定め、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進していきます。

### 3 基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱により示された6つの基本方針に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

### **(1) 生きることの包括的な支援**

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺に至る可能性が高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。また、自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進します。

### **(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開**

自殺に追い込まれようとしている人の自殺を防ぎ安心して生きることができるようにするため、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを実施します。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童ぎやく待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取り組みが展開されています。連携の効果をさらに高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にする人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

### **(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動**

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて連携し、かつそれらを総合的に推進していきます。

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方によるものです(三階層自殺対策連動モデル:7 ページ参照)。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じます。さらに、「自殺の事前対応のさらに前段階での取り組み」として、学校において、児童生徒等を対象とした、子ども達の生きることへの包括的な支援を推進します。

## 【三階層自殺対策連動モデル】



### (4)実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が相手に理解されにくいという現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが必要であるということが、地域全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行います。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取り組みを推進します。

### (5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの機関・団体等が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築していきます。

### (6)自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

自殺対策に関わる者は、自殺者や自殺未遂者、そして親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならないことを、改めて認識して自殺対策に取り組みます。



## 【自殺総合対策大綱のポイント】

＜自殺総合対策大綱＞令和4年(2022年)10月14日閣議決定

### ■自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

### ■自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ・地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

### ■自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援をして推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

### ■自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

### ■自殺対策の数値目標

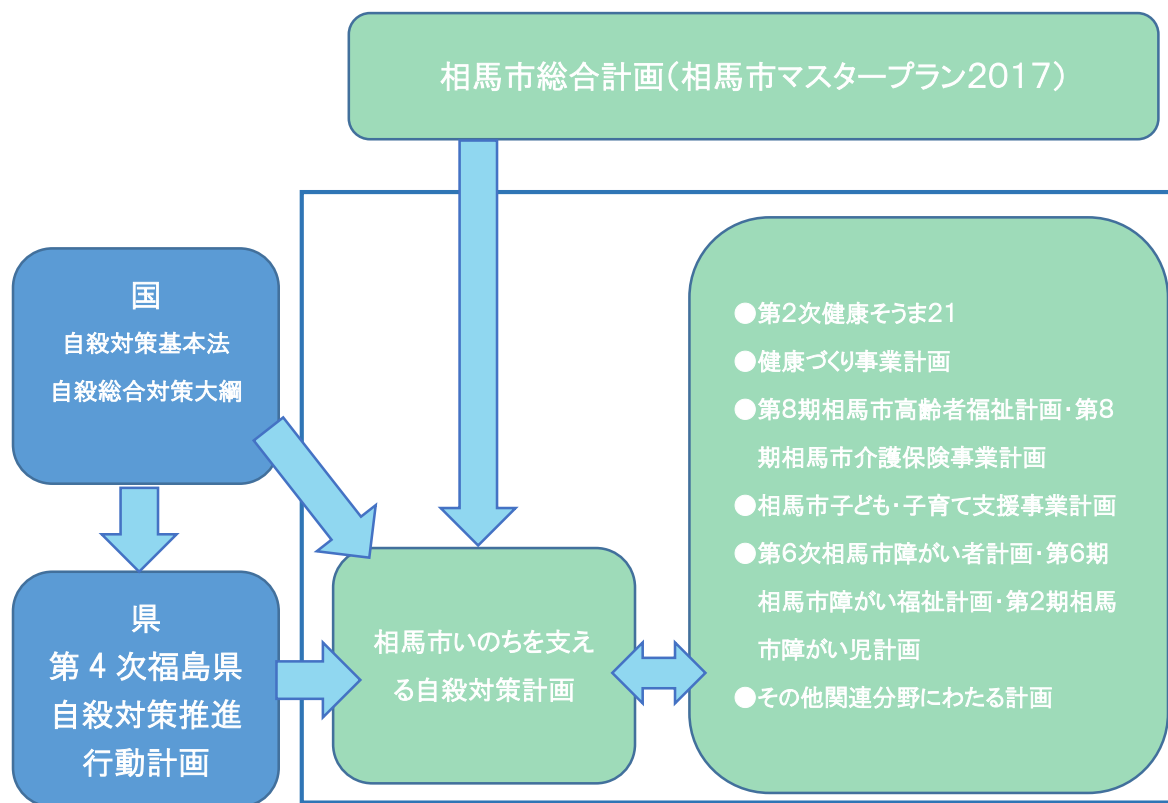
先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年(2026年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少

### 第3節 計画の位置付け

#### 1 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定される、市町村における自殺対策についての計画であり、国の自殺対策大綱及び福島県自殺対策計画並びに本市の実情を勘案して策定するものです。

中長期的な視点を持って継続的に計画を実施していくため、「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「相馬市総合計画」や「第2次健康そうま21」等、市の関連計画との整合性を図ります。



## 2 SDGsの推進

SDGsとは、平成 27 年(2015 年)9月の国連サミットで採択された平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)までの先進国を含む国際社会全体の開発目標(Sustainable Development Goals)です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」包摂性のある社会の実現を目指しています。

本計画においても、SDGsの目標を踏まえた各施策を推進します。

【本計画が目指すSDGsの目標】



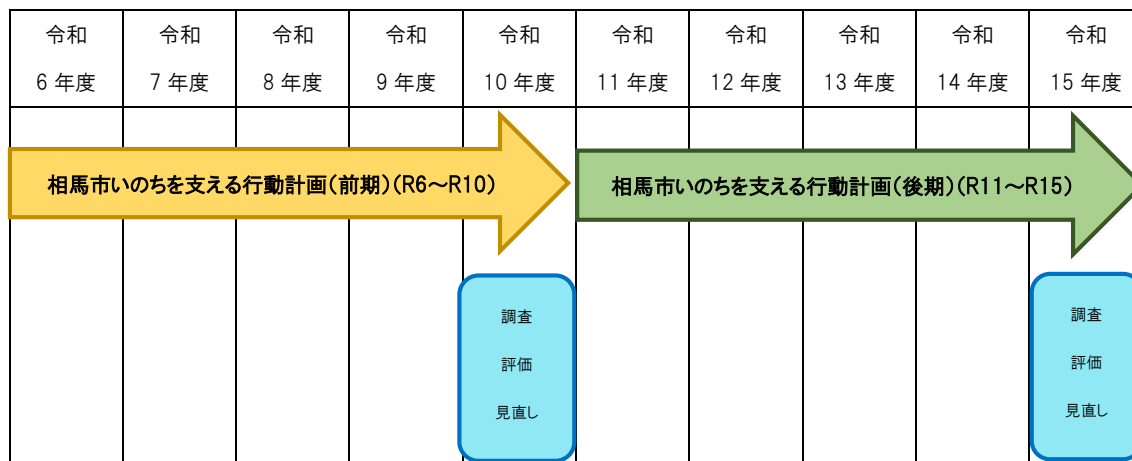
## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年(2024年)から令和15年(2033年)までの10年間とし、令和6年(2024年)から令和10年(2028年)までを前期計画、令和11年(2029年)から令和15年(2033年)までを後期計画とします。また、中間年度となる令和10年(2028年)に中間評価及び見直しを行います。

【計画の期間】



## 第5節 計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」では、令和8年(2026年)までに、人口10万人あたりの自殺死亡률을平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させることを目標としています。また、福島県の「第4次福島県自殺対策推進行動計画」では、令和8年(2026年)までに自殺死亡률을17.3以下(平成27年(2015年)を基準に5年間で20%以上減少)とすることを目標としています。

本計画においては、国や福島県の目標値を参考とし、令和10年(2028年)までに自殺死亡률을平成27年(2015年)と比べて30%以上減少(15.5以下)させることを目標とします。

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和10年 (2028年)
自殺死亡률	22.2	37.5	15.5 以下
平成27年度比	100%	169%	70.0%

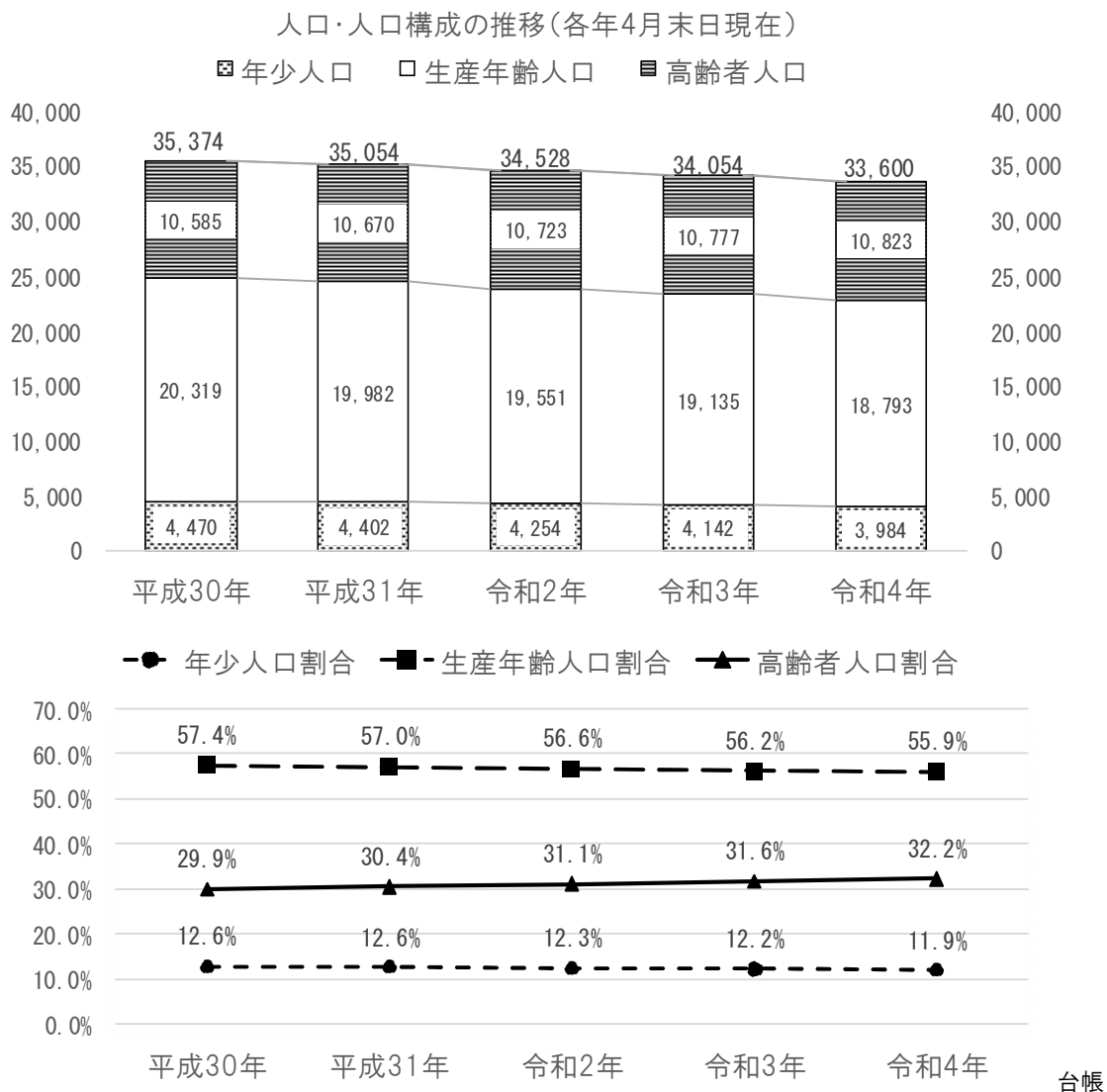
※自殺死亡률은、人口10万人あたりの自殺者数を表す(自殺者数÷人口×100,000人)

## 第2章 相馬市の自殺の現状等

### 第1節 相馬市の概況

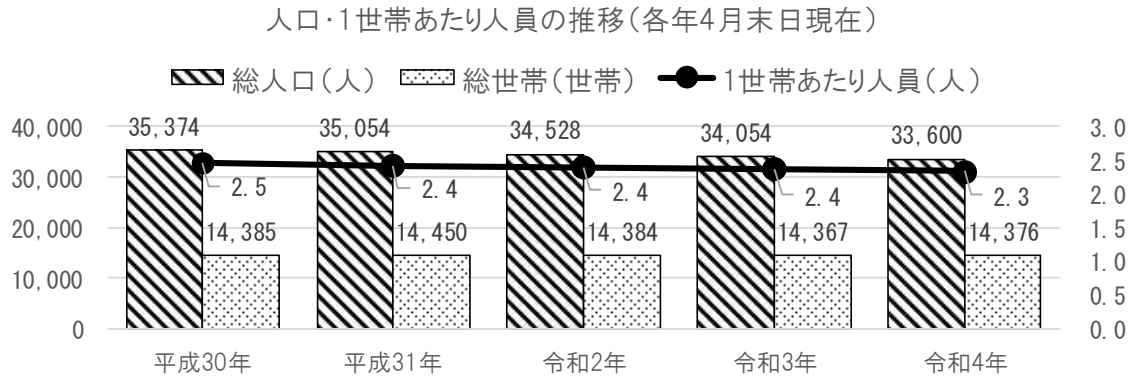
#### 1 人口・世帯

相馬市の人口は平成30年の35,374人から、令和4年は33,600人に減少しています。年齢区分では、15～64歳の生産年齢人口が多いものの、その構成比はゆるやかに低下しており、平成30年は57.4%でしたが、令和4年は55.9%となっています。その一方で、65歳以上の高齢者人口割合は上昇が続き、令和4年には10,828人となり、構成比は32.2%に上がっています。



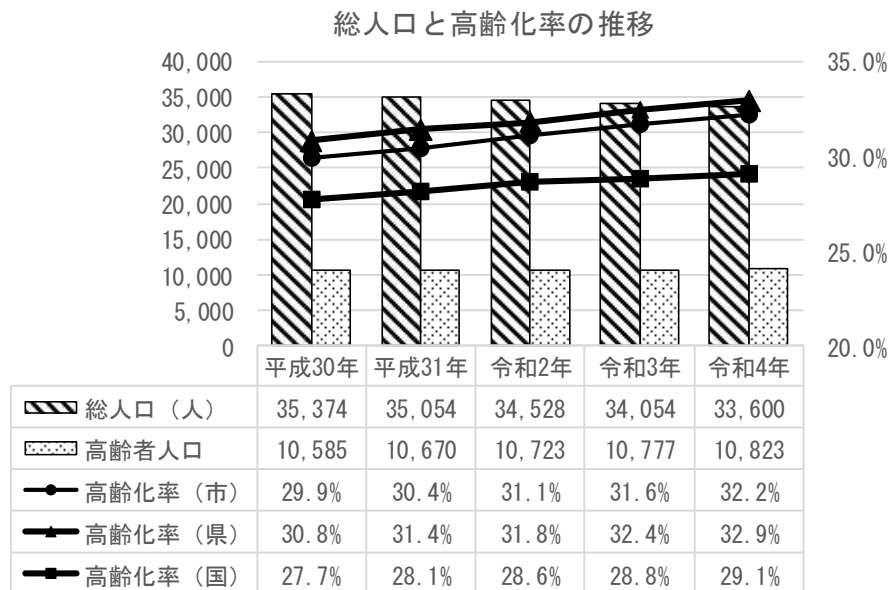
## 2 世帯数・世帯構成

世帯数は、平成 30 年の 14,385 世帯から令和 4 年には 14,376 世帯に微減しており 1 世帯あたり人員は、平成 30 年の 2.5 人から令和 4 年には 2.3 人となっています。



## 3 総人口と高齢化率の推移

相馬市の人口は、年々減少していますが、65 歳以上の高齢者人口は毎年増加を続けています。高齢化率は全国より高い一方で県より低い水準で推移しています。



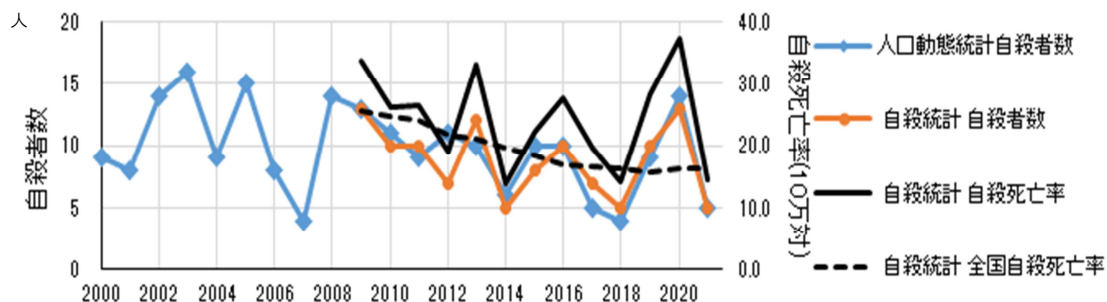
出典:総務省 人口推計(国)福島県現住人口調査(県)

令和 2 年は国勢調査、令和 2 年以外は各年 8 月 1 日現在  
住民基本台帳(市)各年 4 月末日現在

## 第2節 自殺に係るデータ

### 1 自殺死亡率の年次推移(人口10人万対)

国の自殺死亡率は減少傾向にあります。相馬市では増減があり2020年は国と比較し高い数値でしたが、2021年には国より低い数値となっています。

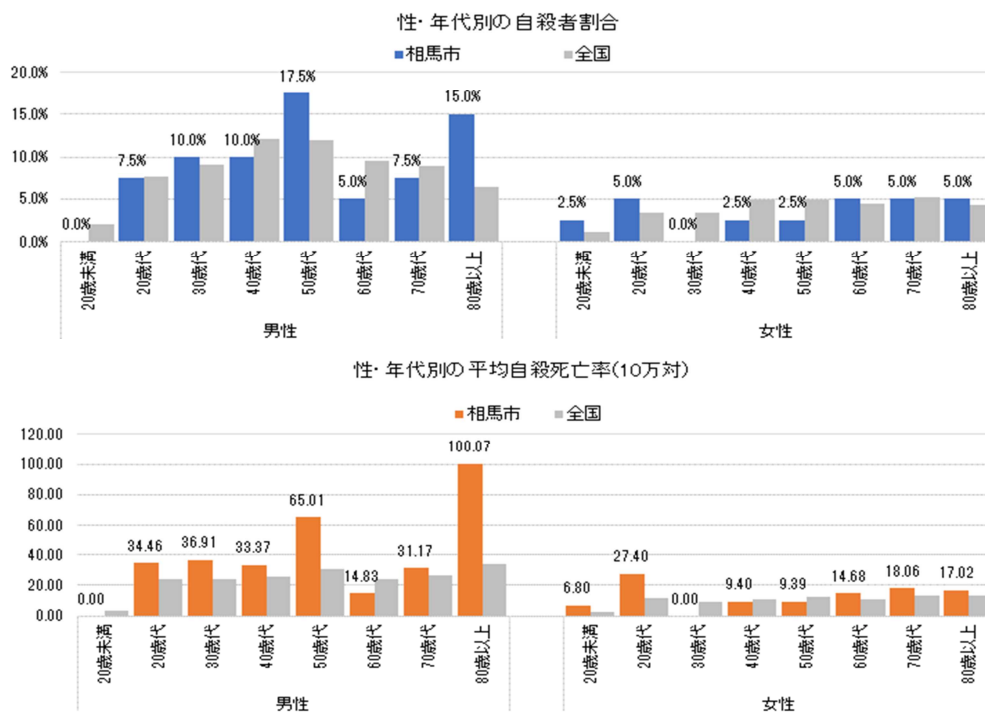


出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022年更新版」

### 2 男女別・年齢別死亡状況

相馬市の自殺者の割合を全国と比較すると、男性は50歳代と80歳以上の割合が高く、女性は20歳未満と20歳代の割合が高い状況です。

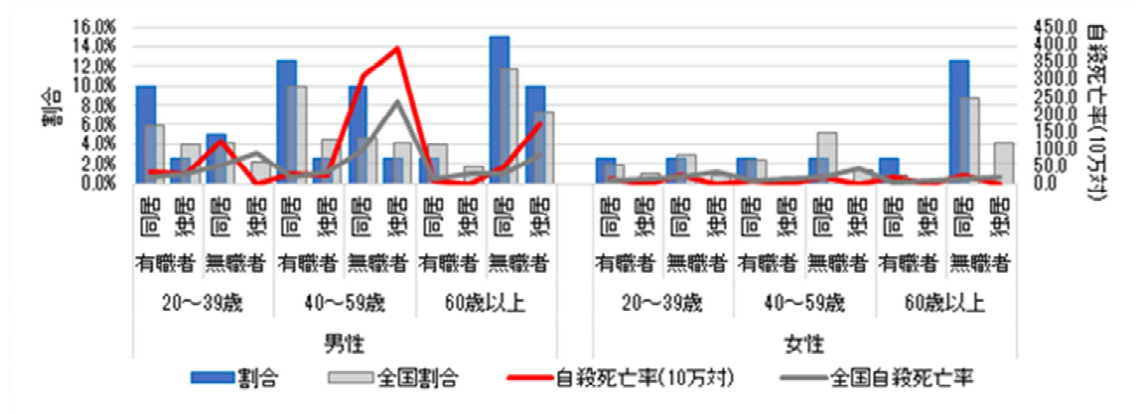
さらに、自殺死亡率を全国と比較すると、男性は20歳以上のほとんど全ての年代で上回っており、特に80歳以上で高い状況です。女性では、30歳代、40歳代、50歳代以外が上回っています。



出典:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022年更新版」

### 3 性別・年齢・職業・同居人の有無別にみた自殺死亡割合

相馬市の自殺者の5年間の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺割合を全国と比較すると、自殺割合が全国と比べて高いのは、男性で「60歳以上・無職者・同居」、次いで「40～59歳・無職者・同居」。女性では「60歳以上・無職者・同居」をあげることができます。そのため、中高年の同居している無職者の自殺割合が多い状況となっています。



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」  
(特別集計(住所地・自殺日・平成 29～令和 3 年合計))

### 4 60歳以上の自殺の内訳

相馬市の60歳以上の自殺者の状況では、最も多いのは「男性・80歳以上・同居人有」、女性では全ての方に同居人有となっています。割合としては高齢の男性の自殺者が多い状況となっています。

		自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	1	1	5.9%	5.9%	14.0%	10.4%
	70歳代	1	2	5.9%	11.8%	15.0%	8.0%
	80歳以上	5	1	29.4%	5.9%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	2	0	11.8%	0.0%	8.7%	2.8%
	70歳代	2	0	11.8%	0.0%	9.1%	4.3%
	80歳以上	2	0	11.8%	0.0%	6.9%	4.3%
合計		17		100%		100%	

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」  
(特別集計(住所地・自殺日・平成 29～令和 3 年合計))



## 5 有職者の自殺の内訳

平成 29～令和 3 年の自殺者の合計は 40 人ですが、そのうち有職者の自殺者は 15 人でした。

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	1	6.7%	17.5%
被雇用者・勤め人	14	93.3%	82.5%
合計	15	100.0%	100%

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」  
(特別集計(住所地・自殺日・平成 29～令和 3 年合計))

## 6 地域の主な自殺の特徴

平成 29～令和 3 年の自殺者の多い属性(性別・年代別・仕事の有無・同居人の有無)は、以下の 5 区分となっています。

自殺者の特性上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率(10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上 無職同居	6	15.0%	45.7	失業(退職)→生活苦+ 介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳 有職同居	5	12.5%	28.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上 無職同居	5	12.5%	20.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 40～59歳 無職同居	4	10.0%	308.3	失業→生活苦→借金+家族間の不和 →うつ状態→自殺
5位:男性 60歳以上 無職独居	4	10.0%	168.6	失業(退職)+死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観→自殺

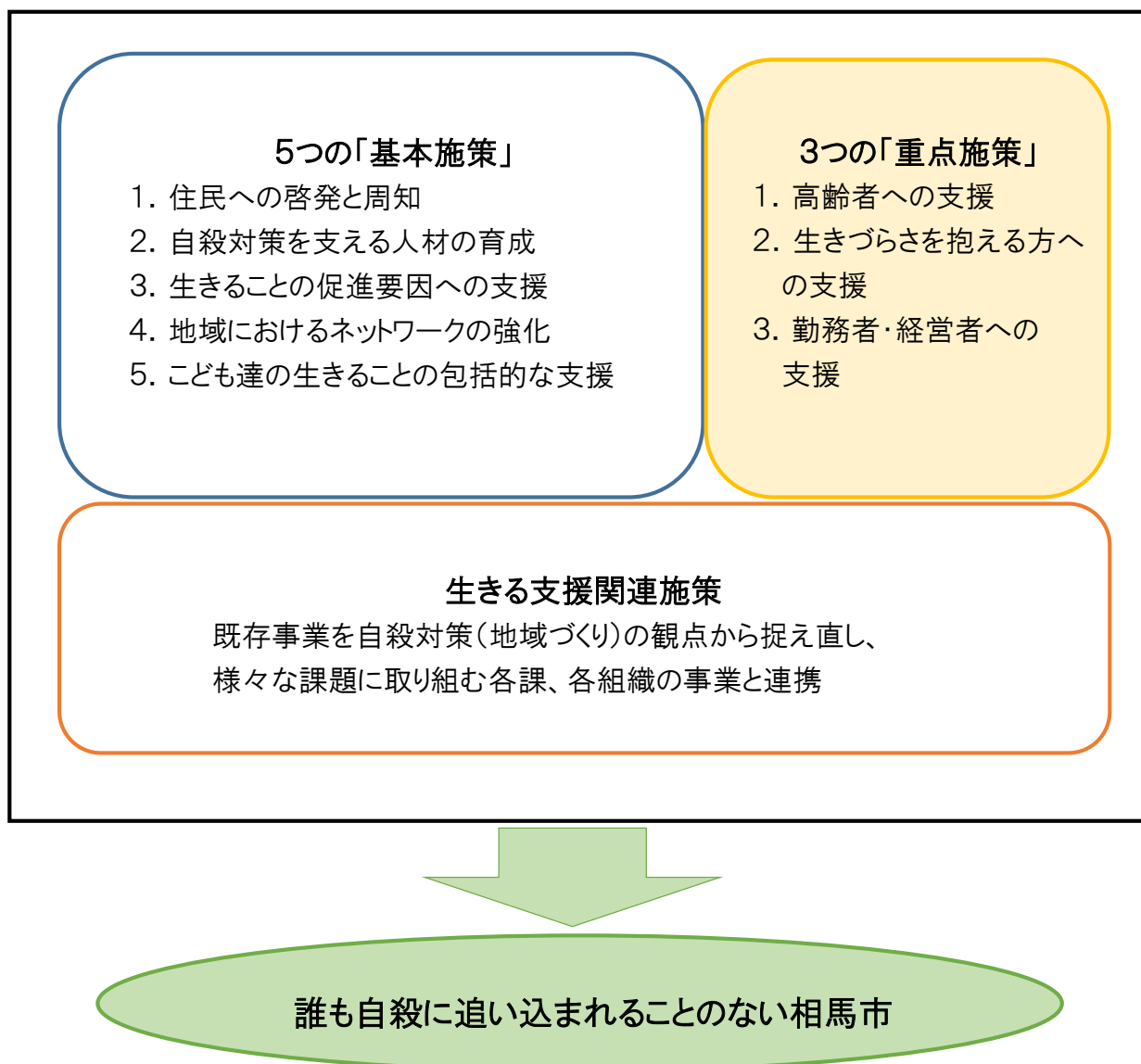
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 年更新版」  
(特別集計(住所地・自殺日・平成 29～令和 3 年合計))

## 第3章 いのちを支える取り組み

### 第1節 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロフィールにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、市役所内の多様な既存事業を「生きることを支える取り組み」と位置付け、より包括的・全庁的にいのちを支える取り組みを推進します。



## 第2節 基本施策

### 基本施策(1)住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景がほかの人に理解されにくいという現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが必要であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行っていきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命と暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが必要であるということの理解を促進していきます。

さらに、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

#### 1 リーフレットやメディアを活用した啓発活動

さまざまな機会を活用して、自殺予防に関する総合的な情報提供に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【広報紙・ホームページを通じた広報活動】 自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)にあわせて、心の健康に関する啓発活動を行います。また、相談窓口については通年周知を図ります。	保健センター	
【書籍の紹介・企画展示】 自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)にあわせて、こころの健康に関する書籍紹介や展示等を行います。	図書館 保健センター	
【心の健康・自殺予防に関するリーフレットなどの配布】 市民一人ひとりが心の健康や自殺予防対策の基本知識を理解できるよう、様々な場所でリーフレットなどを配布します。	保健センター 高齢福祉課	社会福祉 協議会
【各種イベントにおける展示等】 自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連するブースの展示、資料の配布などを行うことで、市民へ啓発の機会としていきます。	保健センター	

## 2 市民向け講演会等の開催

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【こころの健康セミナー】 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催します。	保健センター	
【各種健康教室・出前講座】 健康相談や健康教育の機会に、自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深める内容の健康教育を行います。	保健センター	各地区組織

### ●目標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)	目標設定の考え方
自殺予防週間/自殺対策強化月間を知っている人の割合	—	66%	市民アンケートによる回答割合
ゲートキーパーを知っている人の割合	—	33%	市民アンケートによる回答割合
各講座や教室でのアンケートで「参加してよかった」「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合	—	70%以上	
心の健康づくり、自殺予防に関するリーフレット配布、啓発	1,000部	1,500部	

## 基本施策(2)自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

### 1 様々な職種、関係団体、一般住民を対象とする研修の実施

市役所職員、学校教育関係者、日頃から地域住民と接する機会の多い民生委員や地区組織、商工会議所、消防団等、関係団体、地域ボランティア等を中心に、ゲートキーパー養成講座等を開催し、地域における対策の支え手を育成します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【様々な職種を対象としたゲートキーパー研修】 窓口で市民に対応する職員、児童生徒に対応する学校教育関係者、事業所の管理職、住民の悩みを直接聞く機会が多いケアマネジャーや相談支援専門員等を対象に、相談者が発信するSOSのサインに気づき、必要な支援機関につながるができるよう、ゲートキーパー研修を開催します。	保健センター	各学校、事業所、社会福祉協議会、介護事業所、障害福祉事業所
【こころの健康セミナー】 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催します。	保健センター	

#### ●目標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
ゲートキーパー研修開催回数	年1回	1回以上/年
こころの健康セミナー開催回数	-	年1回

## 基本施策(3)生きることの促進要因への支援

自殺対策は個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることへの促進要因」を増やす取り組みを行うこととされています。「生きることへの促進要因」への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進していきます。

### 1 居場所づくり

地域にある居場所活動等について把握し、民間団体とも連携しながら、居場所づくりや生きがいづくり活動を支援します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【図書館の管理事業】 市民が利用しやすい環境を整備し、市民サロン等を居場所として活用いただくことをとおして、孤立化等の予防に努めます。	図書館	
【社会教育(多様な学習活動や社会活動への支援)】 参加者同士の交流を促進し、様々な市民が気軽に集える事業を展開することで、居場所づくりや生きがいの創出につなげます。	生涯学習課	
【スポーツ振興(スポーツ関係団体への支援)】 スポーツ関係団体の活動を支援することで、市民がスポーツに親しみ、相互に交流を深める機会を増やし、地域での仲間づくりを促進します。	生涯学習課	スポーツ関係 団体

## 2 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報のわかりやすい発信

様々な相談が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。また、適切な相談場所につながることもできるよう、相談窓口情報のわかりやすい発信をしていきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【健康相談】 健康に関わる相談を受ける中で、内容に応じて必要な関係機関につながります。	保健センター	
【こころの健康相談】 保健師によるこころの健康相談を行うことで、不安の軽減を図るとともに必要な医療へ結びつけます。	保健センター	
【市税等の納税相談】 病気や失業などやむを得ない理由で納税が困難な市民の生活状況を聞き取り、納税方法などの相談に応じます。必要に応じて関係機関につながります。	税務課	
【困りごと無料法律相談会】 相続や離婚、消費者問題など、日常生活の中で悩んでいることや、疑問に感じていることなどを解決へ導くため、法律の専門家(弁護士や司法書士)による相談会を行います	生活環境課	社会福祉協議会
【多重債務相談】 クレジットや消費者金融などを複数利用し、多重債務に陥った方の生活再建を支援するための債務整理につなげるため弁護士相談を行います。	生活環境課	
【成年後見制度の利用推進】 認知症や知的障がい、精神障がいの状態にあり判断能力が不十分で、日常生活を営むことに支障がある方に対し、成年後見制度の相談や手続きを手伝うことで成年後見制度の利用を推進し、必要と認める場合には、市長がその申し立てを行い、申し立てに係る必要な費用を負担します。また、市長の申し立てにかかる成年後見人等の報酬の扶助も必要に応じ市が負担します。	高齢福祉課 社会福祉課	

### 3 妊婦・産婦・子育てをしている人・保護者への支援の充実

国の妊産婦の死因の1位は自殺で、現在深刻な問題となっています。原因は産後うつ、育児ストレスなどが関係しています。妊婦・産婦・子育てをしている人・保護者への支援の充実を図り、自殺のリスク低下に努めます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【こども家庭センター】 母子手帳交付時から子育て期にわたるまでの家庭に対し、その時期に必要な情報提供や相談助言などを行います。	こども家庭課	
【妊婦連絡票等活用事業】 産婦人科医療機関より支援が必要と判断された妊産婦・乳児に対して、家庭訪問や電話相談、来所面談により、個別相談・指導を行います。	保健センター	各医療機関
【こんにちは赤ちゃん訪問事業】 全戸訪問により乳児の発達や育児状況、生活状況を確認することで支援が必要な家庭を把握でき、適切な支援につながります。	保健センター	
【産後ケア事業】 産後の疲労回復や母乳育児の不安等に対応するため、助産所等に滞在(宿泊ケア、日帰りケア、訪問ケア)させ支援します。	保健センター	県助産師会
【乳幼児健康診査・育児相談】 乳幼児の成長や育児の状況を確認しながら、その時期に必要な情報提供や相談助言などを行うとともに必要に応じて適切な支援につながります。	保健センター	
【愛育園および児童館の活用】 子育て世代の親子を対象としたイベントや教室を開催し、気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。	こども家庭課	



<p>【子育て支援 もりっこサポート事業の運営】</p> <p>ファミリーサポート事業として、登録した「まかせて会員」が「お願い会員」からの依頼を受け、子どもの預かりや送迎を行うことにより、地域で育児を支え子育て支援を行います。</p>	こども家庭課	
<p>【子どもの発達相談会】</p> <p>乳幼児のことば等の発達面の遅れや育児不安、養育面の問題などで、心理相談が必要な保護者に個別で心理士による相談指導を行い、不安の軽減を図るとともに必要な支援へつなぎます。</p>	保健センター	
<p>【要保護児童の支援体制の強化】</p> <p>家庭児童相談室並びに関係機関による、虐待・養育相談や、家庭訪問、学校訪問での面談等により、要保護児童及び保護者に対して必要な支援を行います。</p>	こども家庭課	民生児童委員 教育関係機関 児童相談所 医療機関 消防・警察

#### 4 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療とともに、地域に戻った後も、専門的ケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要です。関係機関が有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図っていきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
<p>【相双地域自殺対策連絡協議会での連携】</p> <p>相双地域自殺対策連絡協議会にて地域の実情を把握するとともに、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援等を関係機関と連携して行います。</p>	保健センター	相双保健福祉事務所 警察・消防

## 5 遺された人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【遺族のためのおくやみコーナー窓口案内】 遺族の方に対し、自殺予防対策の基本知識、相談窓口や様々な法的手続等の情報を掲載したチラシの掲示や配布をします。	保健センター 市民課	
【自死遺族自助グループ等との連携】 遺族が死別による悲嘆と向き合い回復の道を歩むために、自遺族自助グループ等との連携を進め、活用を図ります。	保健センター	

### ●目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
3～4か月児・1歳6か月児・3歳児健診追加問診票項目「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」の設問に肯定的な回答をした方の割合	89.6%	現状維持

## 基本施策(4)地域におけるネットワークの強化

自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係機関が密接に連携する必要があります。

### 1 地域における連携・ネットワークの強化

医療、保健、生活、教育、労働等に関する各種相談等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。市民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合えるまちづくりを推進します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【相馬市課長等会議】 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進します。	全課	
【相馬市健康づくり推進協議会】 関係各種団体の代表が集まる会議において、市の自殺対策に関する協議を行います。	保健センター	相馬市健康づくり 推進協議会

### 2 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、庁内すべての窓口での対応力向上と連携体制の整備を行います。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【生活困窮者自立相談支援事業】 相馬市社会福祉協議会での生活困窮者自立相談支援事業により、相馬市、社会福祉協議会、ハローワークなど関係機関が参加する支援調整会議を開催し、個別支援計画が適切なものであるかの確認を行います。	社会福祉課	社会福祉協議会

<p><b>【要保護児童対策地域協議会】</b> 個別ケース会議、実務者会議、代表者会議の開催により、支援が必要な児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連絡体制の強化を図ります。</p>	こども家庭課	
<p><b>【高齢者虐待防止】</b> 高齢者の虐待防止、高齢者養護者に対する支援の推進を図るとともに関係機関との相互の協力により虐待や暴力の防止を図ります。また、自殺の実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。</p>	高齢福祉課	
<p><b>【相馬市DV相談窓口設置】</b> 配偶者からの暴力の防止策の推進を図るとともに、関係機関との相互の協力により虐待や暴力の防止を図ります。また家庭児童相談員が、DV相談に当たるとともに、必要に応じ、弁護士による相談を行います。</p>	こども家庭課	

●目標

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
相馬市課長等会議及び相馬市健康づくり推進協議会での計画進行状況の報告	—	1回以上/年
各種協議会・会議開催回数	—	各1回以上/年

## 基本施策(5)子ども達の生きることへの包括的な支援

「生きることの包括的な支援」として、子ども達がいのちの大切さを知り、自他を大切にすることができること、自分らしく夢を持って人生を歩んでいくことを考えられるよう働きかけ、さらに、若者の置かれている状況や個別に応じた相談を行い、必要時、関係機関と連携しながら支援していきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【中学生向け自殺予防啓発事業】 様々な悩み・困難・ストレスに直面したときに信頼できる大人に助けを求められることができるよう、ライフスキルに関する教育を行います。	保健センター	教育関係機関
【いじめ問題対策連絡協議会の設置及びいじめ問題対策委員会の設置】 市、教育委員会、学校、保護者、地域住民、関係機関等が連携して、いじめを許さない環境づくりと未然防止、早期発見、早期解決に向け取り組みます。	学校教育課	教育関係機関
【スクールソーシャルワーカー配置事業】 家庭問題に起因する教職員だけでは解決困難な事案に対し、関係機関との連携・仲介・調整を行うスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置します。	学校教育課	教育関係機関
【適応指導教室事業】 不登校児童生徒への登校復帰への支援、児童生徒についての教育相談、家庭教育上の悩みに対する相談を行います。	学校教育課	市内小中学校
【被災した子どもの心のケア事業】 東日本大震災による被災児童生徒及びその家族が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、また、PTSD(心理的外傷後ストレス障害)などの精神的な被害へのサポートを通して、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すため、長期的な心のケアを行うとともに、未来の相馬市を担う人材として育てていくことを目的とします。	学校教育課	教育関係機関

<p><b>【メンタルヘルスサポート事業】</b></p> <p>市内の小中学生やその保護者、教職員の中には、悩みを抱えて不安定になっている者が多く、その対応が難しい状況が存在します。そのため、医療の専門家によるメンタルヘルス相談を行い、心のケアを提供します。さらに、教育や福祉の問題から医療の問題へと、相談の対象をスムーズに移行するシステムを整備します。</p>	<p>学校教育課</p>	
--	--------------	--

●目標

指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
中学生向け自殺予防啓発事業を実施する中学校の割合	—	100%

## 第3節 重点施策

### 重点施策(1)高齢者への支援

本市の自殺の状況は、特に70歳以上の男性の自殺死亡率が高いという視点を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。本市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

#### 1 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【地域包括支援センター運営】 地域包括支援センターが中核となり、各種福祉サービスの調整を図ります。	高齢福祉課	地域包括支援センター
【相馬市地域包括ケア推進会議】 地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実をはかり、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	高齢福祉課	地域包括支援センター 介護関係施設 各専門職

#### 2 地域における要介護者に対する支援

要介護者やその家族のみならず、介護従事者の不安や負担が軽減できるよう、関係機関と連携し包括的な支援を提供していきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【介護相談員派遣事業】 介護サービス利用者及び家族の疑問、不満または不安の解消を図り、事業所の介護サービスの質的な向上を図ります。	高齢福祉課	

<p><b>【在宅医療・介護連携推進事業】</b> 地域の医療・介護・福祉関係者で「在宅医療・介護連携」の課題についての対応策の検討を行い、地域の医療・介護サービス資源のまとめと、関係者及び市民への周知を図ります。また、高齢者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。</p>	<p>高齢福祉課</p>	<p>介護関係施設 各専門職 医療機関</p>
<p><b>【認知症カフェ「オレンジカフェ」事業】</b> 認知症の当事者やその家族、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換したり、気分転換を図れる場を提供します。</p>	<p>高齢福祉課</p>	<p>地域包括支援センター</p>

### 3 高齢者の健康不安に対する支援

高齢者の自殺原因として最も多いうつ病を含めた健康問題について、関係機関が連携しながら相談体制を強化します。

<p><b>【事業名】</b> 事業内容</p>	<p>担当課</p>	<p>関連団体</p>
<p><b>【骨太けんこう体操事業】</b> 介護予防の知識普及のため、各公民館などにおいて、健康教育及び相談を行い、健康維持を図ります。</p>	<p>高齢福祉課</p>	<p>各地区組織 各公民館</p>
<p><b>【生活支援体制整備事業】</b> 要支援高齢者実態把握調査及び分析、協議体会議の開催、住民ボランティア養成講座を行いながら、市民が主体となって相互に支え合い、安心して暮らせる地域づくりを目指します。</p>	<p>高齢福祉課</p>	



#### 4 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢の社会参加の促進が重要とされています。さまざまな関係機関と連携しながら、孤独や孤立を予防し、相談できる環境を整備します。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【生きがいと健康づくり事業】 住民主体の通いの場づくりを支援します。身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、自身の役割を果たす出番ともなります。参加者同士の交流を通し、心身における健康の保持増進を図ります。	高齢福祉課	各運動サロン
【介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修事業】 介護予防活動を率先して行うことができる人材を育成し、地域における自発的な活動が実施できるよう支援します。	高齢福祉課	
【認知症サポーター養成講座】 地域や職域において、認知症サポーターを養成し、認知症の人や家族を支援する地域づくりを推進します。	高齢福祉課	地域包括支援センター
【老人クラブ活動助成事業】 生きがい対策として老人クラブ活動に対し、助成・支援を行います。	高齢福祉課	社会福祉協議会
【在宅高齢者配食サービス事業】 食事のバランスを考慮した栄養を提供し、安否確認や地域との交流を図ります。	高齢福祉課	社会福祉協議会
【おでかけミニバスによる高齢者の移動支援事業】 交通弱者である高齢者は、社会との関係が絶たれてしまい、居場所を失ってしまう懸念があります。無料のおでかけミニバスにより、高齢者の移動をサポートし、社会とのつながりを維持します。	企画政策課	
【いきいきそうま健康ポイント事業】 ポイント事業を利用し、各種講座や教室等への参加を促します。参加者同士の交流や生きがいを見出せるよう支援していきます。	保健センター	

●目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和10年度)
高齢者の自殺死亡率 (人口10万対)	7.62	5.33

## 重点施策(2)生きづらさを抱える方への支援

生きづらさを抱える方はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生きづらさを抱える生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
<p>【生活困窮者自立相談支援事業】</p> <p>相馬市社会福祉協議会に生活困窮者自立相談支援事業を委託し、相馬市、社会福祉協議会、ハローワークなど関係機関が参加する支援調整会議を開催し、個別支援計画が適切なものであるかの確認を行います。</p> <p>また、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するための、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。</p>	社会福祉課	社会福祉協議会
<p>【生活保護に関する相談】</p> <p>生活困窮者からの相談の中で、生活状況等を把握し必要なサービスにつなげるとともに、必要があれば生活保護の申請を受理します。</p>	社会福祉課	社会福祉協議会 民生児童委員

<p>【就学援助制度】</p> <p>経済的理由により通学が困難と認められる世帯に対し、学用品等の費用の一部を援助することで、学習支援を行います。</p>	学校教育課	教育関係機関
<p>【市税等の納税相談】</p> <p>病気や失業などやむを得ない理由で納税が困難な市民の生活状況を聞き取り、納税方法などの相談に応じます。必要に応じて関係機関につなぎます。</p>	税務課	

●目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
<p>経済・生活問題を理由とする自殺者数 「地域における自殺の基礎知識」(厚生労働省)より</p>	1人	0人

### 重点施策(3)勤務者・経営者への支援

勤務者・経営者の問題は、勤務環境や労働環境が多様であるため、職場での対策に加え、行政や地域の関連機関が連携しながら相談対策を強化していく必要があります。職場でのこころの健康づくりや自殺予防のための相談窓口等について、周知啓発を行います。

【事業名】 事業内容	担当課	関連団体
【相談機関の周知】 市内事業所へ、相談窓口やメンタルヘルスに関する情報をポスター・チラシ等で周知します。	保健センター	
【こころの健康相談】 悩みや困難を抱えた方やその家族が身近な地域で相談支援が受けられるようにするため、精神疾患の早期治療の促進や社会適応の援助をすることを目的に実施します。	保健センター	
【資金融資の促進】 中小企業の経営合理化に必要な資金の融資を促進し、もって市内中小企業の振興発展を図るため、資金融資制度を運営します。また、公共事業に伴い影響を受けた中小企業者や市内小規模事業者の経営の安定と事業の発展を図るため、予算の範囲内で当該資金借入りに係る信用保証料の補助を行います。	商工観光課	各事業所

#### ●目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
勤務問題を理由とする自殺者数 「地域における自殺の基礎知識」(厚生労働省)より	2人	0人

## 第4節 生きる支援関連施策

### 1 生きる支援関連施策(13事業)について

実施している全事業のうち13事業を「生きる支援」に関連する施策として抽出し、自殺対策の視点を盛り込み、自殺対策の生きることの包括的な支援として推進します。

さらに、この13事業のほかにも数多くの事業・業務がありますが、あらゆる機会を捉え、市民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとします。

### 2 生きる支援関連施策一覧

担当課	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点を加えた事業内容	基本施策					重点施策	
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きることの促進要因	こころのつながりの支援	高齢者	生きづらさを抱える方
保健センター	新任保健師 現任教育	保健師業務に関する指導やオリエンテーションの中に、自殺対策に関する講義を入れることにより、新任時より自殺対策の視点をもち、地域住民の支援に当たることができるようになる。		●					
	依存症関連の普及・啓発	依存症問題を抱える方は自殺のリスクが一般的に高く、家族も困難を抱えている場合が多い。連絡会や相談の機会は、飲酒等行動上の問題を抱える方の情報をキャッチし、関係機関が連携し支援するための契機、接点になり得るので、普及啓発を行います。			●				
社会福祉課	障がい福祉計画策定	「ノーマライゼーション」の理念の更なる普及と本市に暮らすすべての人が互いに支え合い、障がいの有無に関わらず共に安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、障がい者施策の総合的・計画的な推進及び福祉サービスの提供に努めるための計画を策定します。	●						
	ガイドブック作成事業(障がいに関する各種手帳のしおりや育ちの記録を作成・配布)	『相馬市障がい福祉ガイド』やしおり『成長の記録ファイルそうま』に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知の拡充を図ることができる。			●				
	障がい児巡回相談支援事業の推進	障がい児巡回相談支援員が市内幼稚園・保育園等を巡回訪問し、施設職員や発達に心配のある児童の保護者等に対し相談・助言等を行います。	●			●			
	障がい福祉サービス及び障がい児通所支援サービスの提供	それぞれの障がい程度や家庭状況に応じた希望する暮らしが送れるよう、各種障がい福祉サービスの充実を図ります。	●			●			

担当課	事業名 (事業内容)	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策		
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きることの促進要因	「どうも達のいきまのり」の支援	高齢者	生きづらさを抱える方	勤務・経営
社会福祉課	意思疎通(コミュニケーション)支援事業の実施	聴覚・言語機能、音声機能、失語などの障がいにより意思疎通(コミュニケーション)を図ることに支障がある障がい者等に手話通訳者等を派遣し、意思疎通を支援します。また、手話奉仕員の資質向上のための研修を実施します。	●	●	●	●				
高齢福祉	訪問理美容サービス事業	理美容サービスを行う業者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じて適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるようになる可能性があるので研修を実施します。	●			●		●		
学校教育課	特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援を要する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や交通費等必費用の一部をし、特別支援教育の普及及び奨励を図ります。	●						●	
	学校職員の健康管理事業	教職員の心身面の健康管理を通じて、児童生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)を図ります。		●	●					
企画政策課	そうま移住定住総合窓口による移住者サポート事業	移住後に相談できる知人がいない場合や、周囲になじめない場合、孤独を感じ自殺のリスクが高まる恐れもあります。そうま移住定住総合窓口では、移住後の生活に関する相談にコンシェルジュが親身に対応し、移住者一人ひとりに合わせたサポートをすることにより、リスクの軽減に寄与します。	●			●				
総務課	職員の研修事業	職員研修(特に新任と管理職昇任)の1コマとして、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得ため、研修会を実施します。	●	●	●					
	職員の健康管理事務	住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となりえるため、行っていきます。		●	●					

## 第4章 いのちを支える取り組みの推進体制

### 第1節 いのちを支える取り組みの推進体制

#### 1 計画の推進

市は本計画推進のため、各部各課等において自殺対策の視点を踏まえた上で、各種事業に取り組むとともに、市民が本市の自殺の現状を理解し、互いに様々な悩みや困難を抱える人に気づくことができるよう、本計画を市ホームページなどで周知します。

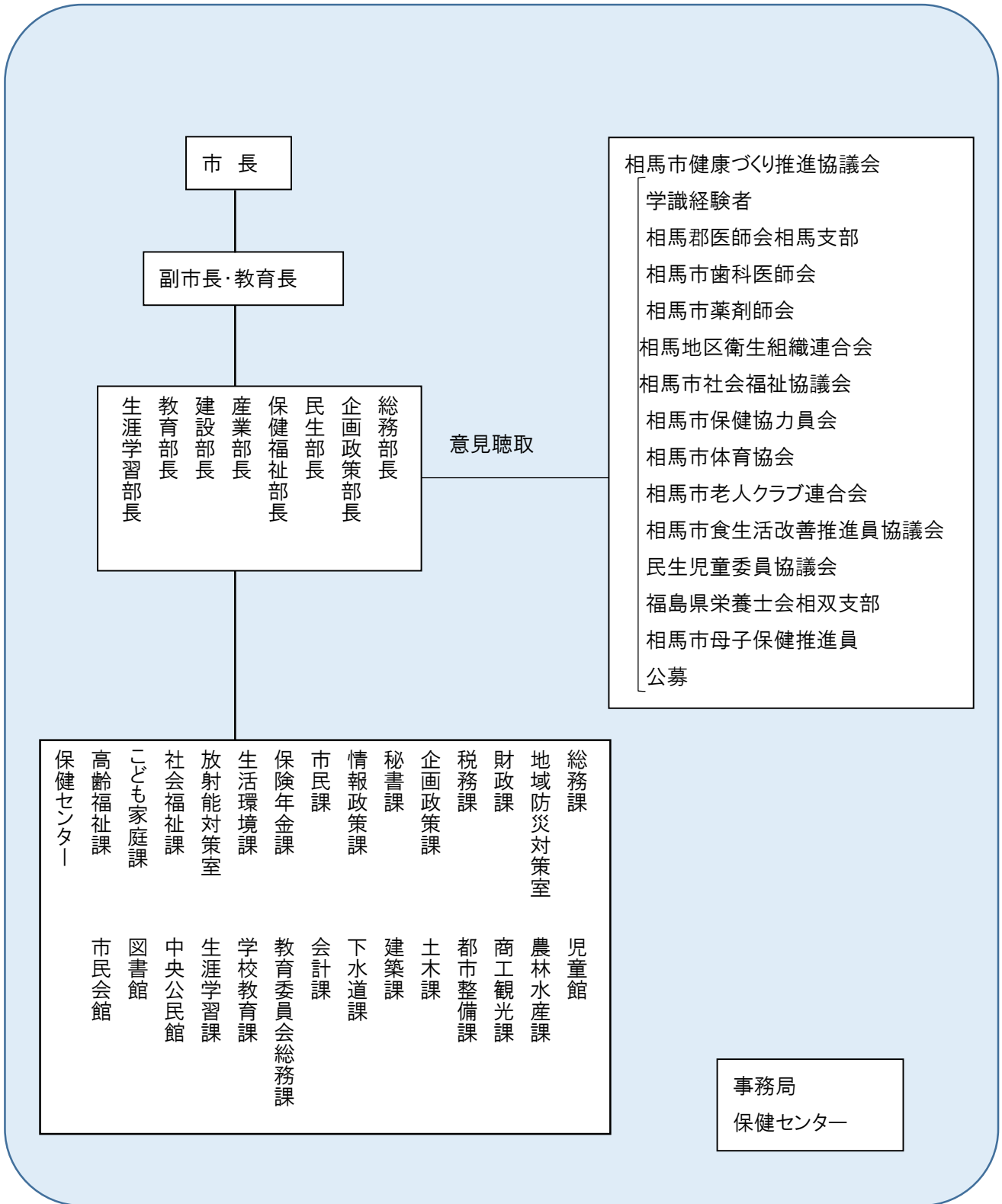
#### 2 推進体制

有識者、各種団体関係者で構成される相馬市健康づくり推進協議会などにおいて、本計画に対する市民の意見を聴取しながら、市庁議などで各部の横断的な連携を図り総合的に対策に取り組めます。

#### 3 推進管理

本計画の取り組み状況や目標値については、事務局である保健センターにて把握し、計画の適正な進行管理に努めます。

## 相馬市いのちを支える行動計画推進体制





## 相馬市いのちを支える行動計画

発行 令和6年3月  
相馬市保健センター

〒976-0042 相馬市中村字大手先 44 の 3  
TEL0244(35)4477  
FAX0244(35)4258  
メールアドレス [hoken-center@city.soma.lg.jp](mailto:hoken-center@city.soma.lg.jp)